

平	28	.	10	.	25
総	5		-		1

説 明 資 料

〔所得税 ③〕

平成 28 年 10 月 25 日 (火)

財 務 省

目 次

1. 前回までの総会でいただいた主なご意見等…………… 1
2. 働き方の多様化を踏まえた諸控除の見直し…………… 9
3. 老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築…………… 29

1. 前回までの総会でいただいた 主なご意見等

〔 下線を付したご意見は、第3回総会（9月29日）でいただいたご意見であり
第3回総会の提出資料（総3-2）に追加して記載したもの。 〕

前回までの総会でいただいた主なご意見①

(就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築)

目的・趣旨

- 配偶者控除の「103万円」という基準は、企業が配偶者手当の支給を決めるためのベンチマークとなっており、こうした基準をやめてしまう方が良いのではないか。
- 配偶者特別控除が創設されて以来、配偶者控除が既婚女性の労働供給に与える影響は小さい。税制を見直しても、仮に配偶者手当制度の「103万円」という基準が残るならば、女性の働き方に影響を与えないのではないか。
- 女性の就業調整については、税制だけではなく、企業の配偶者手当や社会保険料の問題等についても併せて見直す必要があるのではないか。
- 改革の目的として、女性の就労促進、低所得者対策、少子化対策などが挙げられているが、いくつかの点は相反する可能性もある中で、何をどのように選んでいくかは慎重に考えるべきではないか。
- 配偶者控除はそれなりの役割があって存在したものであり、社会的に就労促進のために不要という結論を出して良いのか。家庭という単位で負担してきた高齢の配偶者の世話や子育てを全部社会に負わせることが社会的なメリットになるのか考えるべきなのではないか。
- 配偶者控除を見直す趣旨は、単に就業調整しなくて済む仕組みの構築ではなく、公平性・中立性の観点から、専業主婦、パートタイムまたはフルタイムの間で働き方を変えていくことを阻害しないようにする仕組みの構築であるべきではないか。

具体案

- 配偶者控除を見直す趣旨は、働き方に中立な税制の構築と少子化対策と定義すべきである。この観点からは、配偶者控除を廃止した上で、生じた財源を結婚することそのものへの支援ではなく子育て支援のために用いていくべきではないか。
- 配偶者控除について議論する際には、配偶者に所得がない場合に主たる働き手の可処分所得が減少することへの配慮、配偶者の貢献部分が含まれている主たる稼ぎ手の所得に累進課税が行われることに対する調整、非課税とされている帰属所得が高額所得者に大きく発生しているとの指摘、といった要素を考慮する必要がある。こうした観点からは、たまたま配偶者に所得がないことをもって高額所得者に配偶者控除を適用するということにも、逆に、所得のない配偶者についてA案（配偶者控除の廃止）のように全く控除を適用しないことにも疑問がある。
- 配偶者控除を廃止する場合には、配偶者控除の対象であった配偶者に扶養控除を適用することが自然なのではないか。
- 非常に多くの方々が配偶者控除の適用を受けており、その意向を無視することができない中では、A案（配偶者控除の廃止）を実現させることは現実にはなかなか難しいのではないか。
- 配偶者控除を廃止した分の増収額を子育て支援に充てるのであれば、きちんと子育て支援に充てられることを担保するスキームが必要ではないか。
- 子育て支援の面で税制が多くの役割を果たすことには限界があり、むしろ社会保障給付の方がより効果的に支援を行うことができるのではないか。
- B-2案（移転的基礎控除の導入・税額控除化）は、働き方の選択に対して中立的な税制にするとともに、所得再分配機能の回復を図ることができる等の観点から望ましいのではないか。
- 個人を基本とする所得税制においては、世帯単位を基本とする控除の創設には慎重であるべきではないか。

前回までの総会でいただいた主なご意見③

具体案（承前）

- 日本では夫婦を形成することが子どもをつくる第一ステップになっているということもあるので、C案（夫婦世帯を対象とする新たな控除の導入）を採用するののも一つの手法なのではないか。
- 夫フルタイム・妻パートタイムの世帯が増加している中、パートの収入は100万円以内や150万円以内という者がほとんどであり、今回の見直しはこういう層に非常に影響を与える。もっと働けば良いとだけ言って済むわけではないことを考えれば、C案（夫婦世帯を対象とする新たな控除の導入）もあり得るのではないか。
- 配偶者控除の見直しに当たっては、どのような制約を前提とするかが重要。例えば、家庭にいる配偶者の内助の功を考えたときに配偶者控除を単に廃止することができないのだとすれば、C案（夫婦世帯を対象とする新たな控除の導入）は必然的に出てくるアイデアの一つであり、また、現行の配偶者控除について配偶者の収入制限を引き上げていく方法もあるのではないか。
- 配偶者控除が定着している中、ソフトランディングする形で見直しを行うことが重要であり、対象を子育て世代等に限って、配偶者控除における配偶者の収入制限である103万円を150万円や200万円に引き上げるという方法もあるのではないか。
- 政策資源は子育て世帯に充てるべきであって、C案（夫婦世帯を対象とする新たな控除の導入）のように、結婚している世帯やシニア世帯も含めて薄く広く充てるべきではないのではないか。
- 夫婦であるということに対する支援を税制上どのように捉えるべきなのか。また、夫婦ということで支援すると、離別や死別で子どもを一人で育てている場合に支援がなくなることも考慮すべきではないか。

前回までの総会でいただいた主なご意見④

その他のご意見（承前）

- 制度を見直したとしても103万円のような壁は必ずできる。こうした金額の水準を高くすれば影響は少なくなると思うが、なるべく意識をしないで運用ができるようなことを考えていくべきではないか。
- 103万円のところで就業調整をしている方が周囲に結構いるが、同一労働同一賃金ではない今の社会では、就業調整をやめたとしても収入はそれほど大きくは増加しないのではないか。
- 配偶者控除の見直しとともに、就労促進を目的とした控除、給付の導入について議論すべきではないか。
- 年末にかけて時間が限られている中、一昨年のメニューをさらに深掘りした形で色々な案を示し、国民の議論や政治の判断を待つというのが現実的な選択肢ではないか。
- 専業主婦の中には、例えば、子育て等の事情によりやむを得ず専業主婦を選択している所得の低い方々もおり、
どういう層が実際に専業主婦になっているかを丁寧に見ていく必要があるのではないか。
- 控除に所得制限を設けるのであれば、個人単位課税の原則の下、いずれの配偶者に控除を適用し、どのような形で所得制限を設けるのかといった点を整理する必要があるのではないか。
- 103万円という水準については、今後、給与所得控除の見直しを行えば変動することとなるので、配偶者控除だけの問題ではないのではないか。
- 議論に当たっては、何が一番理想的で、国の出すメッセージをサポートするもので、施策として効率的かという点にこだわるべきではないか。

前回までの総会でいただいた主なご意見⑤

(個人所得課税改革全体について)

- 所得税の財源調達機能を回復させる観点からは、配偶者控除の見直しについてどの案を採用するにせよ、ネット減収になることは避けるべきであり、少なくとも税込中立または財政中立の形とすべきではないか。
- 閣議決定のとおり税込中立という考え方を基本とすることが重要であるが、その際には、減税となる世帯がある一方で、増税となる世帯も生じるということをしかりと説明していく必要があるのではないか。
- 日本の所得税収の対GDP比は国際的に見ても低く、当面は税込中立を目指すとしても、中長期的には所得税の税込調達力の回復を議論していくべきではないか。
- 現行の税制では配るという面に期待することができない以上、再分配よりも財源調達機能の強化という観点を重視すべきではないか。再分配を強調するのであれば、税込中立ではなくネットで増収とした上で、これから増加するであろう歳出に備えるべきではないか。
- 人的控除で現在採用されている所得控除方式は高所得者にとって有利であるため、低所得者への支援を図る観点から、税額控除方式に移行していくべきではないか。
- 国民の意識は所得控除方式に慣れ親しんできたという経緯はあるものの、所得再分配機能の回復の観点からは、税額控除方式や、所得控除額を消失させる所得控除方式に移行すべきではないか。
- 所得税の再分配効果を高める上でも、所得控除方式から税額控除方式へ移行し、課税最低限以下の方に恩恵が届くよう手当や給付という方式へ移行することを進めていくべきではないか。
- 高所得者にまでより多く控除を適用する必要はなく、現在の配偶者特別控除等のように所得要件が付されている例を参考に、控除に所得要件を設けていくべきではないか。
- 制度の簡素性と一貫性を担保するという観点からは、配偶者控除だけではなく人的控除全体を税額控除方式に移行していくという方向に踏み切らざるを得ないのではないか。

前回までの総会でいただいた主なご意見⑥

(個人所得課税改革全体について・承前)

- 税負担の増減が社会の分断や不信感の増大につながらないように、見直しの必要性や妥当性について、社会保障給付との関係なども踏まえて、国民的なコンセンサスが得られるよう丁寧かつ十分な議論を行うべきではないか。
- 税制における所得金額は、様々な手当類の基準として用いられているため、見直しに当たってはこうした制度に与える影響にも色々と目配りしていく必要があるのではないか。
- 所得再分配機能を高める観点からは、金融所得の分離課税の税率を国税、地方税合わせて20%から25%に引き上げていくことも課題ではないか。
- 子育て世帯や若い世代に光を当てる観点からは、若い世代の控除額がより大きくなるよう、控除額を年齢によって区切る仕組みも考えられるのではないか。
- 消費税率10%への引上げが2度延期され、個人所得課税等の改革が前面に出ていく中では、家計に直接影響するものであることも踏まえ、納税者の納得を得られるよう、データの説明も含め工夫をしていくべきではないか。
- 女性の就業促進や少子化対策といった課題については、労働政策や産業分野の政策といった他の分野の政策がきちんと足並みを揃えて進められていく中で、税制においても取組みを行うべきではないか。
- 年末を目指して議論を行うのであれば配偶者控除の見直しに議論が絞られると思うが、中長期的な観点から税制のあり方を考えるのであれば、給与所得控除等の所得計算上の控除も視野に入れて議論すべきではないか。
- 所得税の使命が再分配機能の強化、個人住民税の役割が応益課税であるとすれば、所得税と個人住民税の控除の間でこうした違いに応じた整理を行うことも考えられるのではないか。

所得税法上の控除対象配偶者・扶養親族の定義と民法上の扶助義務・扶養義務について

所得税法（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

三十三 **控除対象配偶者** 居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（第五十七条第一項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、**合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。**

三十四 **扶養親族** 居住者の親族（その居住者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号（都道府県の採るべき措置）の規定により同法第六条の四第一項（定義）に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十一条第一項第三号（市町村の採るべき措置）の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にするもの（第五十七条第一項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、**合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。**

民法（抄）

（親族の範囲）

第七百二十五条 **次に掲げる者は、親族とする。**

- 一 六親等内の血族
- 二 配偶者
- 三 三親等内の姻族

（同居、協力及び扶助の義務）

第七百五十二条 **夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。**

（扶養義務者）

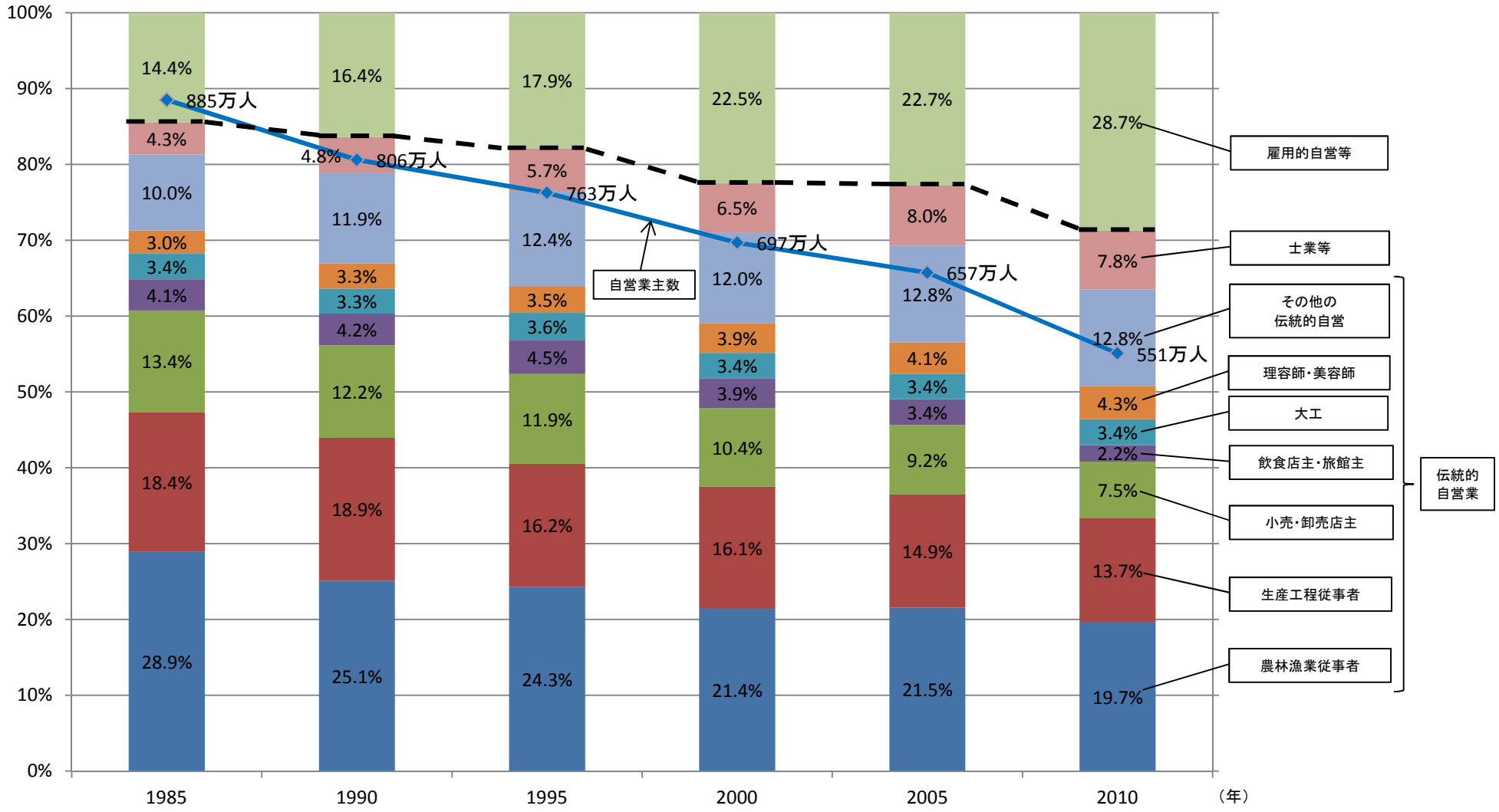
第八百七十七条 **直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。**

- 2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。
- 3 前項の規定による審判があつた後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。

2. 働き方の多様化を踏まえた 諸控除の見直し

職種別自営業主数及び構成比の推移

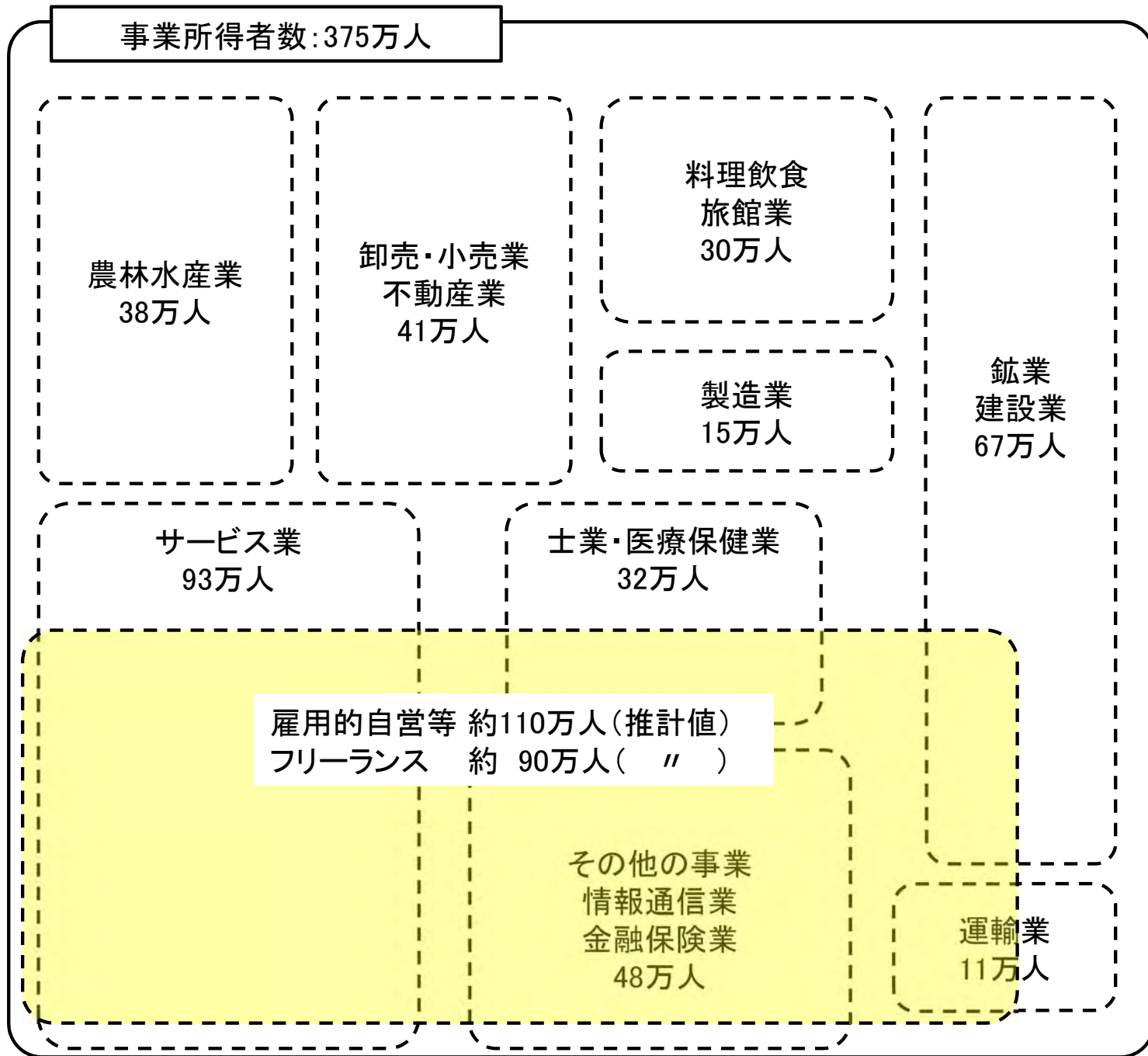
○ 自営業主を職種別で見ると、農林漁業従事者、生産工程従事者、小売・卸売店主といった「伝統的自営業」の割合が減少する一方、建築技術者、SE、保険代理人・外交員などの労働者に近い「雇用的自営業」の割合が増加している。



(出典) 総務省「国勢調査」

(備考) 「伝統的自営業」とは、農林漁業、製造業、小売・卸売店主など取引先との関係で使用従属性の低い従来型の自営業をいい、「士業等」とは、医師、弁護士、会計士・税理士、画家・芸術家など使用従属性の低い専門的職業をいい、「雇用的自営業」とは、建築技術者やSE、保険代理人・外交員など使用従属性の高い自営業主が多く含まれる職種をいう。この区分は、山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日 政府税制調査会資料)による。

事業所得者と「雇用的自営等」等との関係(イメージ)



- 事業所得者数 375万人
 - 税額あり: 164万人
 - 還付: 84万人
 - 税額なし: 127万人
- (出典) 国税庁「国税庁統計年報書(平成26年分)」
- (注1) 「事業所得者」とは、所得税の申告等を行った個人のうち、事業所得の金額が他のいずれの所得の金額よりも大きい人をいう。
- (注2) 「税額」とは、申告納税額をいう。
- 「雇用的自営等」である事業所得者の人数(推計値)
 - 約110万人
 - (備考) 「雇用的自営等」とは、建築技術者やSE、保険代理人・外交員など使用従属性(労働者性)の高い自営業主が多く含まれる職種をいう(山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日政府税制調査会資料))。
 - (注) 上記の人数は「雇用的自営等」の個人業主数(約158万人)(総務省「国勢調査」)に事業所得者比率(※)を乗じて算出。
- 「フリーランス」である事業所得者の人数(推計値)
 - 約90万人
 - (注) リクルートワークス研究所「フリーランス調査」(2015年)における「フリーランス」の人数(約127万人)に事業所得者比率(※)を乗じて算出。
 - 「フリーランス」とは、①個人事業主としての収入が主体、②誰も雇用していない、③農林水産業・小売業・飲食業・運送/包装業・土木/建設業以外、④実店舗を保有していない、という条件を満たす18歳以上の男女とされている。
 - (※) 事業所得者比率とは、自営業主数(551万人)に占める事業所得者数(375万人)の割合(68.1%)をいう。

日本の所得税の構造(イメージ)

(2016年1月現在)

個人単位課税

○ 勤労性の所得は総合課税であるものの、給料や年金には収入類型に応じた特別の控除が存在しており、各分類の所得の間には取扱いの差が存在。

○ 人的な要因による担税力の減殺は、定額の所得控除によって調整。

○ 分離課税の対象となる金融所得は、比例税率で課税。

○ 税額控除は、二重課税排除等の目的に限定。

主な収入の種類 (注1)

所得計算上の控除

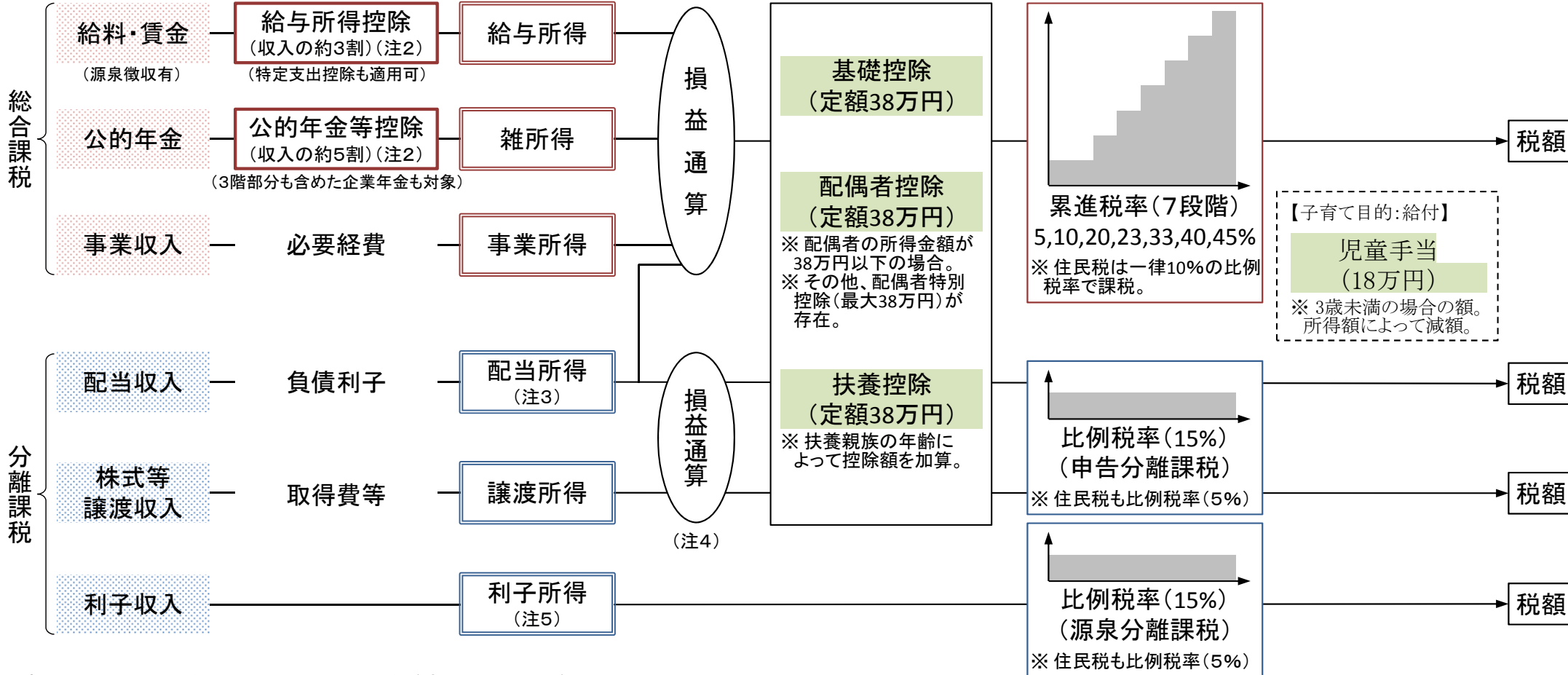
所得分類

損益通算

所得控除

税率構造(注6)

税額控除等



(備考1) 上記で図示したものとは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。

(備考2) 生活保護の保護金品、児童手当及び失業等給付は、いずれも非課税。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、雑所得に分類。

(注2) 各控除の総額を給与収入又は年金収入の総額で除したものであり、個々の納税者に適用される控除割合とは異なる。

(注3) 「上場株式等の配当所得」については、申告する際、総合課税(配当控除適用可)と申告分離課税のいずれかを選択可。また、損失額は他の所得金額と通算不可。

(注4) 「上場株式等の譲渡損失」は「上場株式等の配当所得等」との間で損益通算可能であるが、「非上場株式等の譲渡損失」は損益通算不可。

(注5) 平成28年1月1日以後、「特定公社債等の利子所得」は15%(住民税5%)の比例税率による申告分離課税とされ、「上場株式等の譲渡損失」との間で損益通算可能。

(注6) 別途、復興特別所得税(基準所得税額の2.1%)が課される。

アメリカの所得税の構造(イメージ)

(2016年1月現在)

個人単位課税と夫婦単位課税 (実質的な二分二乗方式)の選択制

○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象。

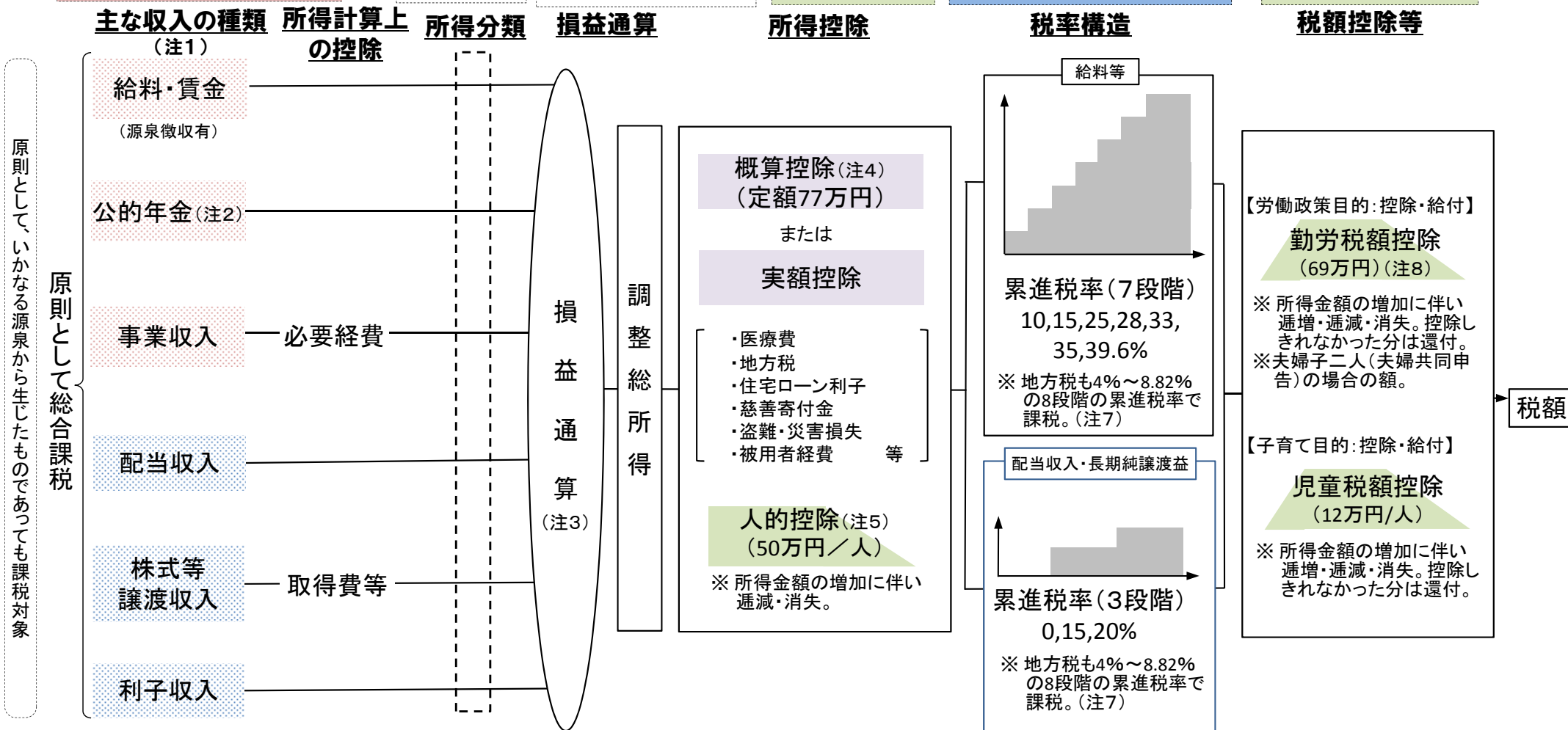
○ 所得分類は存在しない。

○ 全ての種類の収入に関し、統一的に用いることができる概算控除が存在。

○ 人的な要因による担税力の減殺は所得控除(消失型)によって調整。

○ 配当収入及び長期純譲渡益については、他の所得よりも緩和された累進税率を適用(注6)。

○ 労働政策上の給付や児童手当に代わるものとして税額控除が存在。



(備考1) 上記で図示したものと異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ドル=123円(基準外国為替相場:平成28年(2016年)1月中適用)。
 (備考2) 生活保護は非課税、失業手当は課税(児童手当は存在しない)。
 (注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。
 (注2) 公的年金(OASDI)の場合、収入に応じてその一部を総所得に算入することとされているが、企業年金の場合、そうした取扱いはない。
 (注3) 株式等譲渡収入については、まず短期(1年以下保有)・長期(1年超保有)ごとに通算し、次に短期純譲渡益/損と長期純譲渡益/損の通算を行う。その後、短期純譲渡損もしくは長期純譲渡損が生じた場合には、夫婦共同申告の場合で3,000ドルを限度に損益通算が可能であり、短期・長期の順で他の収入と損益通算し、残った譲渡損には無制限の繰越しが認められる。
 (注4) 夫婦共同申告の場合、控除額は2倍になる。
 (注5) 本人・配偶者・扶養親族に対して適用される。
 (注6) 給料等、配当収入及び長期純譲渡益の順に所得を積み上げて、配当収入及び長期純譲渡益部分に対応する累進税率ブラケットを適用する。
 (注7) ニューヨーク州の場合、ニューヨーク市の場合、別途市所得税(所得の2.55%~3.4%の5段階)と、付加税(市所得税額の14%)が課される。
 (注8) 利子・配当等の非適格所得が3,400ドルを超えない場合等にものみ適用される。

イギリスの所得税の構造(イメージ)

(2016年4月現在)

個人単位課税

○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象。

○ 形式的な所得分類は存在するが、収入類型に応じた特別な控除は存在しない。

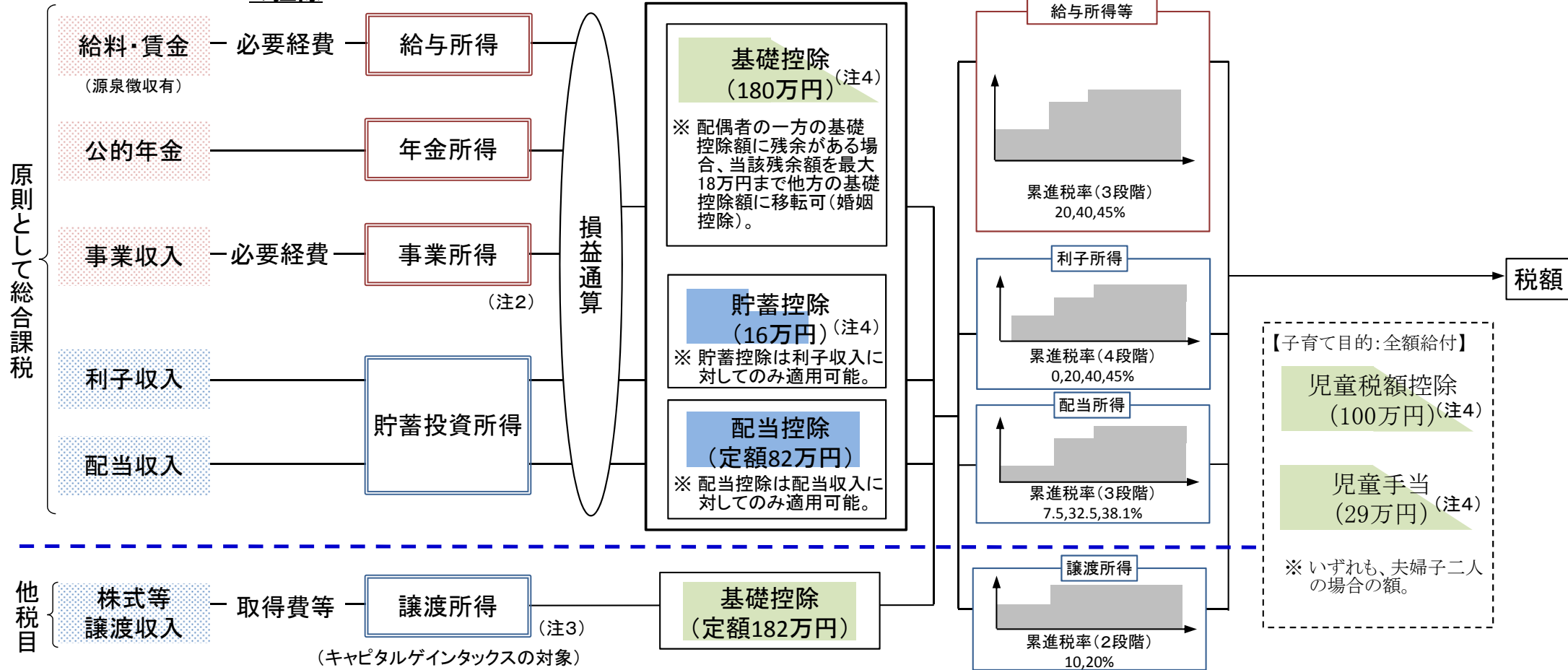
○ 人的な要因による担税力の減殺は、所得控除(消失型)によって調整。

○ 利子所得、配当所得及び譲渡所得については、他の所得よりも緩和された累進税率を適用(注5)。

○ 子育て目的で全額給付の形式をとる「児童税額控除」が存在(給付措置に統合予定)。

主な収入の種類 (注1) 所得計算上の控除 所得分類 損益通算 所得控除 税率構造 税額控除等

原則として、いかなる源泉から生じたものであっても課税対象



(備考1) 上記で図示したものと異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ポンド=164円(裁定外国為替相場:平成28年(2016年)4月中適用)。

(備考2) 生活保護及び児童手当は非課税、失業手当は課税。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、雑所得に分類。

(注2) 事業所得に損失が生じた場合、その損失を当期の他の所得及び前期の所得と通算し、なお損失が残る場合は、当期の譲渡所得と通算することができる(限度額あり)。

(注3) 当期の全ての譲渡益と譲渡損及び前期から繰り越された譲渡損を通算し、なお譲渡損(純譲渡損)が残る場合は、翌期以降の譲渡益と無期限に通算することができる。

(注4) 基礎控除、児童税額控除および児童手当については、所得金額の増加に伴い、逡減・消失する。また、貯蓄控除については、所得金額の増加に伴い、減額・消失する。

(注5) 利子・配当・譲渡以外の所得(給与所得等)、利子所得、配当所得、譲渡所得の順に所得を積み上げて、それぞれの所得に対応する累進税率ブラケットを適用する。

ドイツの所得税の構造(イメージ)

(2016年1月現在)

個人単位課税と夫婦単位課税 (二分二乗方式)の選択制

○ 勤労性の所得については、収入類型に応じた特別の控除が存在するが、その水準は低い。

○ 基礎控除はなく、ゼロ税率の適用により、一定額までの所得に対して税負担を課さない仕組みが設けられている。

○ 分離課税の対象となる金融所得は比例税率。

所得の7分類(注1)に該当しないものは課税対象から除外

主な収入の種類 (注1)

所得計算上の控除

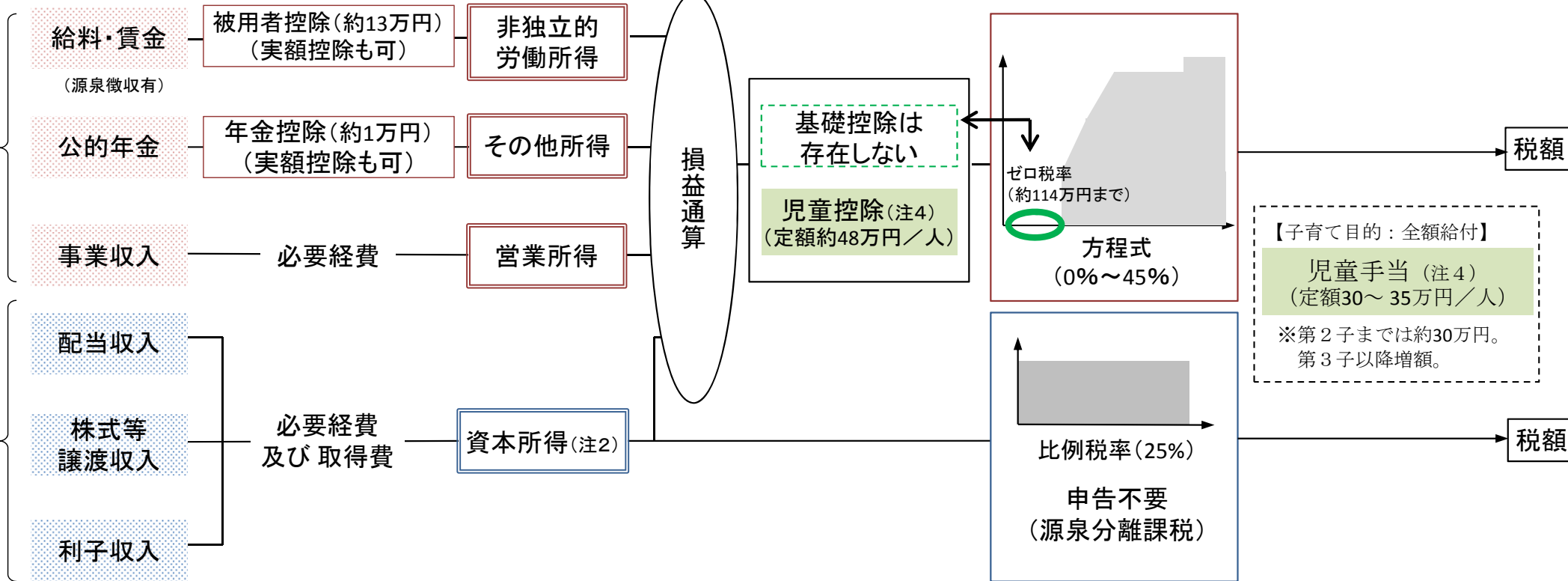
所得分類

損益通算

所得控除(注3)

税率構造(注5)

税額控除等



(備考1) 上記で図示したものと異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ユーロ=132円(裁定外国為替相場:平成28年(2016年)1月中適用)。

(備考2) 生活保護、児童手当及び失業手当は、いずれも非課税。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入等についても課税対象。ドイツにおける所得の7分類(上記の所得分類に加え、農業森林所得、独立的労働所得、賃貸所得)いずれにも当てはまらないものについては非課税。

(注2) 資本所得と他の所得を合算したときに適用される税率が25%以下となる場合には、申告により総合課税の適用が可能。ただし、申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとって却って不利になる場合には、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、25%の源泉徴収税のみが課税される。

(注3) 基礎控除はないが、課税所得8,652ユーロ(114万円)まではゼロ税率を適用。また、配偶者控除はないが、ドイツは課税単位について個人単位課税と夫婦単位課税(二分二乗方式)の選択制を採っている。

(注4) 児童控除(所得控除)と児童手当(全額給付)とを比較し、いずれか納税者に有利な方のみを適用(低所得者は児童手当、高所得者は児童控除が有利となる)。児童控除は、夫婦共同申告の場合、控除額が2倍になる。

(注5) 別途、連帯付加税(所得税額の5.5%)が課される。

フランスの所得税の構造(イメージ)

(2016年1月現在)

世帯単位課税 (N分N乗方式)

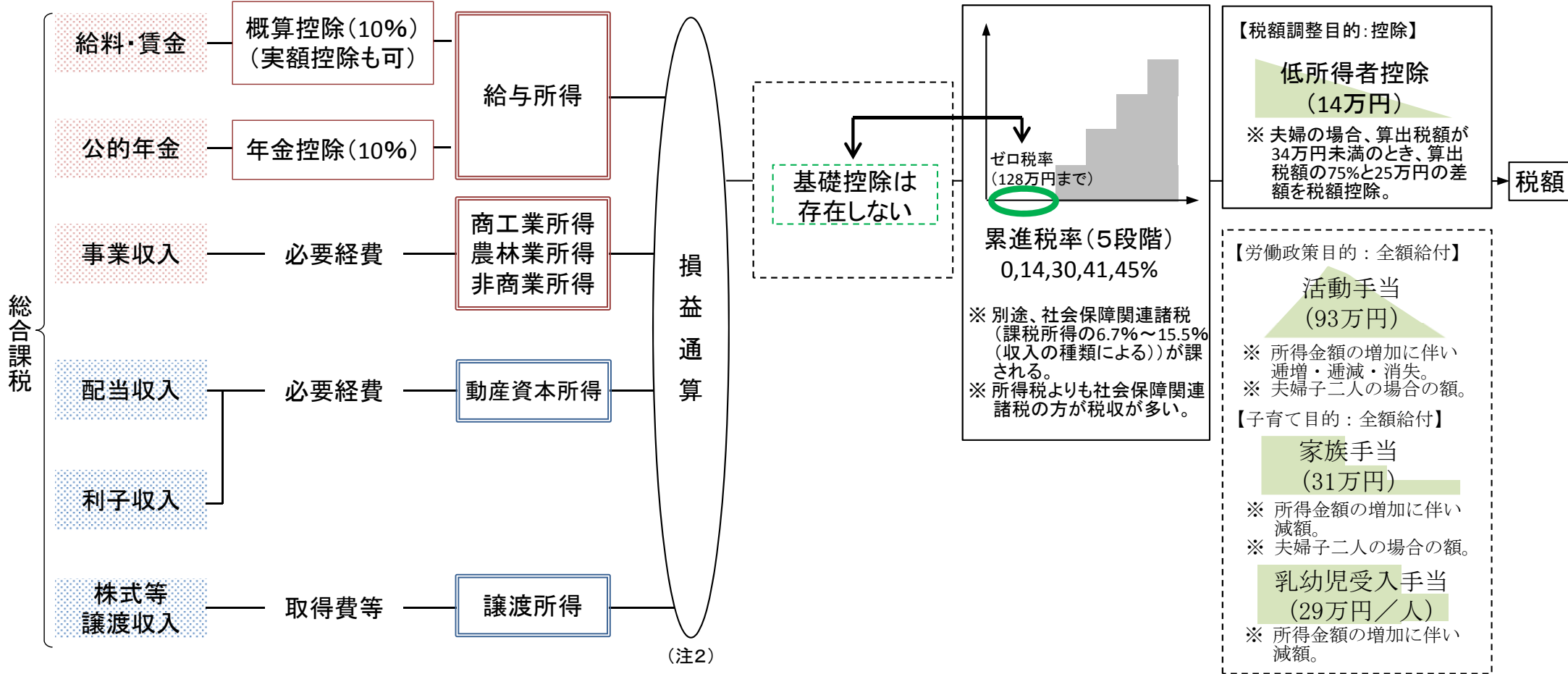
○ 勤労性の所得については、収入類型に応じた特別の控除が存在するが、その水準は低い。

○ 基礎控除はなく、ゼロ税率の適用により、一定額までの所得に対して税負担を課さない仕組みが設けられている。

○ 金融所得についても累進税率を適用。

主な収入の種類 (注1) 所得計算上の控除 所得分類 (注1) 損益通算 所得控除 (注3) 税率構造 (注4) 税額控除等

原則として、いかなる源泉から生じたものであっても課税対象



(備考1) 上記で図示したものとは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ユーロ=132円(裁定外国為替相場:平成28年(2016年)1月中適用)。

(備考2) 生活保護及び児童手当は原則非課税、失業手当は原則課税。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、非商業所得に分類。

(注2) 農林業所得、非商業所得の損失は一定の限度の下で損益通算可。動産資本所得、譲渡所得の損失は損益通算不可。

(注3) 基礎控除はないが、課税所得9,700ユーロ(128万円)まではゼロ税率を適用。また、配偶者控除と扶養控除はないが、フランスは課税単位について世帯単位課税(N分N乗方式)を採用しており、家族除数(N)の決定において、配偶者を有する場合には1が、扶養子女(原則として21歳未満)を有する場合には、子女一人につき0.5(3人目以降は1)が家族除数(N)に加算される。

(注4) 別途、高額所得に対する所得課税(所得の0%~4%(3段階))が課される。

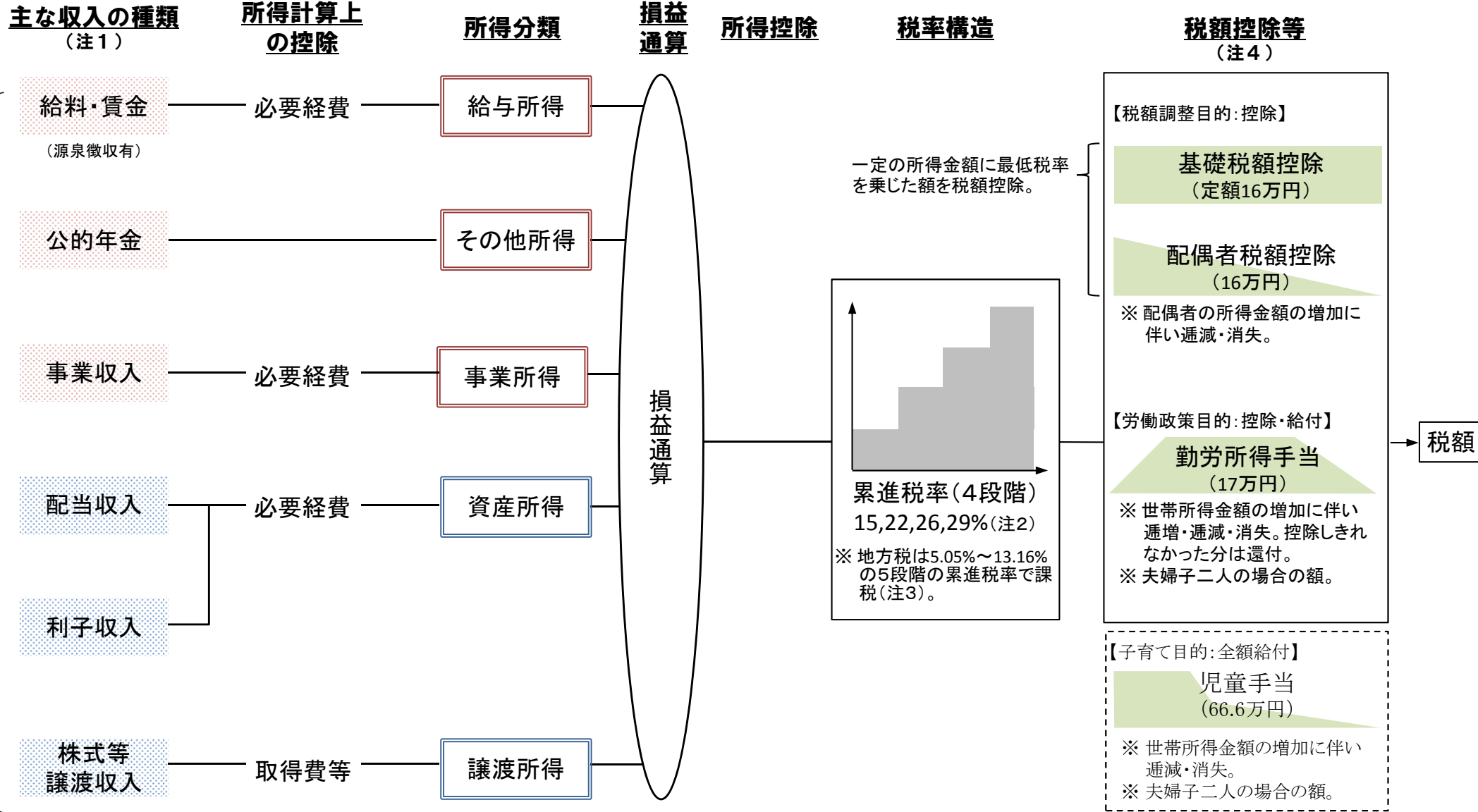
○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象。

○ 金融所得についても累進税率を適用。

○ 人的な要因による担税力の減殺の調整や労働政策目的の税額控除が存在。

原則として、いかなる源泉から生じたものであっても課税対象

総合課税



(備考1) 上記で図示したものとは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1カナダドル=92円(裁定外国為替相場:平成28年(2016年)1月中適用)。

(備考2) 生活保護、児童手当は原則非課税、失業手当は原則課税。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、其他所得に分類。

(注2) 2016年10月25日現在、議会下院を通過し、上院において審議中の「所得税法改正案」が原案通り成立・施行されれば、新たに5段階の累進税率(15,20,5,26,29,33%)が2016課税年度(同年1月~12月)から適用される。

(注3) オンタリオ州の場合。

(注4) 基礎税額控除、配偶者税額控除、勤労所得手当、児童手当の他、勤労税額控除、年金所得税額控除、社会保険料税額控除等がある。

個人単位課税

スウェーデンの所得税の構造(イメージ)

(2016年1月現在)

○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象。

○ 資本所得に対しては、勤労所得に係る最低税率とほぼ等しい比例税率で課税する二元的所得税を採用。

○ 金融所得を含む資本所得は、比例税率で課税。

主な収入の種類
(注1)

所得計算上の控除

所得分類 損益通算

所得控除

税率構造

税額控除等
(注4)

税額

税額

勤労所得・資本所得(注1)に該当しないものは課税対象から除外。

勤労所得課税

資本所得課税

給料・賃金

(源泉徴収有)

公的年金

事業収入

必要経費

必要経費

勤労所得

基礎控除
(47.9万円)

※ 所得金額に応じ変化。

ゼロ税率
(602万円まで)

累進税率(3段階)
0,20,25%

※ 地方税は一律29.98%の
比例税率で課税(注3)。

【子育て目的:全額給付】

児童手当
(定額38万円)

※ 夫婦二人の場合の額。

配当収入

株式等
譲渡収入

利子収入

取得費等

資本所得

(注2)

比例税率(30%)

(備考1) 上記で図示したものと異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1スウェーデン・クローネ=14円(裁定外国為替相場:平成28年(2016年)1月中適用)。

(備考2) 生活保護及び児童手当は非課税、失業手当は課税。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。勤労所得・資本所得のいずれの所得分類にも当てはまらないものについては非課税。帰属家賃への課税については、1991年の二元的所得税導入時に廃止。

(注2) 資本所得の損失については、資本所得の間で損益通算可能(一定の制限あり)。

(注3) スtockホルム市の場合。なお、2016年における地方税率の全国平均は32.10%である。

(注4) 地方税額を控除額の上限とする勤労税額控除が存在。

個人単位課税

オランダの所得税の構造(イメージ)

(2016年1月現在)

○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象(ボックス1)。

○ 資本所得は、大口持分株式から生じる所得(ボックス2)、一定の資産から生じる「みなし所得」(ボックス3)がそれぞれ比例税率の対象。

○ 人的な要因による担税力の減殺の調整や労働政策目的の税額控除が存在。

主な収入の種類 (注1)

所得計算上の控除

所得分類 損益通算 所得控除

税率構造

税額控除等 (注6)

ボックス所得の3分類(注1)に該当しないものは課税対象から除外。

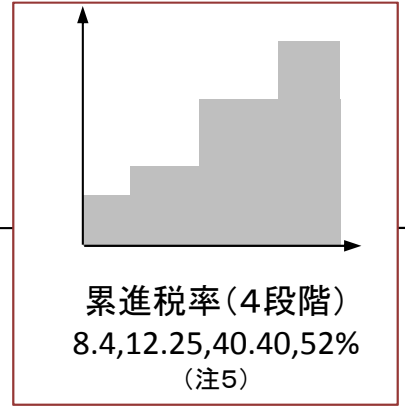
勤労所得課税

資本所得課税

- 給料・賃金 (源泉徴収有)
- 公的年金
- 事業収入

必要経費

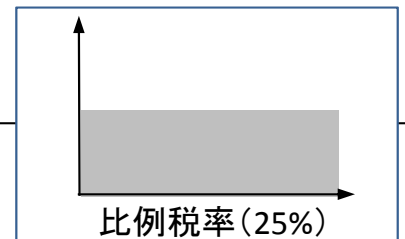
ボックス1所得 (勤労所得等) (注2)



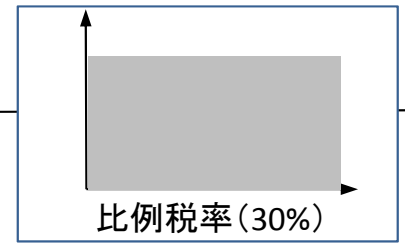
- 配当収入
- 株式等譲渡収入
- 利子収入

必要経費及び取得費

ボックス2所得(注3) (大口持分株式からの資本所得)



ボックス3所得 (貯蓄・投資所得) 【課税対象資産額(注4)の4%】



- 【税額調整目的: 控除】
基礎税額控除 (31万円)
※ 所得金額の増加に伴い 通減・消失。
- 【労働政策目的: 控除】
勤労税額控除 (43万円)
※ 所得金額の増加に伴い 通増・通減・消失。
- 所得依存複合税額控除 (39万円)**
※ 一定の勤労所得を有し、かつ12歳未満の子を扶養する者が対象。
※ 所得金額の増加に伴い 通増。

- 【子育て目的: 全額給付】
児童手当 (定額10~15万円/人)
※ 子の年齢に応じ変化。

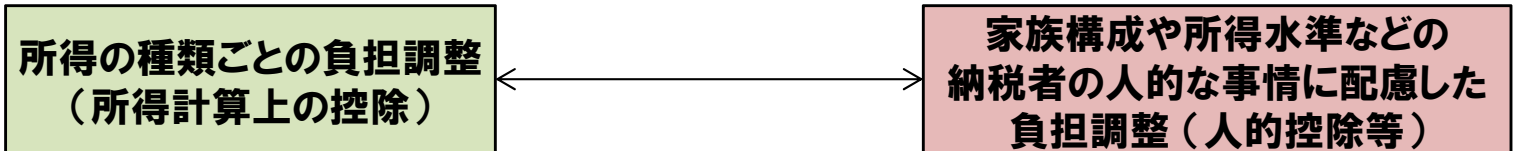
税額

(備考1) 上記で図示したものとは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ユーロ=132円(裁定外国為替相場:平成28年(2016年)1月中適用)。
 (備考2) 生活保護は課税、児童手当は非課税、失業手当は課税。
 (注1) このほか、株式等以外の譲渡収入等についても課税対象。3つのボックスいずれにも当てはまらないものについては不課税。
 (注2) 帰属家賃については、ボックス1所得として課税(居住用住宅ローン支払利子を控除可能)。
 (注3) 大口持分とは、当該納税義務者が、単独又は配偶者等と合わせて5%以上所有する場合の持分。
 (注4) 一定の保有資産(預貯金、居住用以外の土地・建物、大口持分株式以外の株式等)に係る純資産額(保有資産額から負債残高を控除したもの)から基礎控除24,437ユーロ(323万円)を控除したもの。保有資産額の算出には課税年度の1月1日時点の市場価格を使用。
 (注5) オランダにおいては社会保険料も所得税と一体的に徴収されており、第1ブラケット及び第2ブラケットの所得については、所得税に加え、28.15%の社会保険料が課される。
 (注6) 社会保険料と所得税の合計額が一体的に控除対象となる。

税負担の調整のあり方(イメージ)

○ 税負担の調整に当たっては、

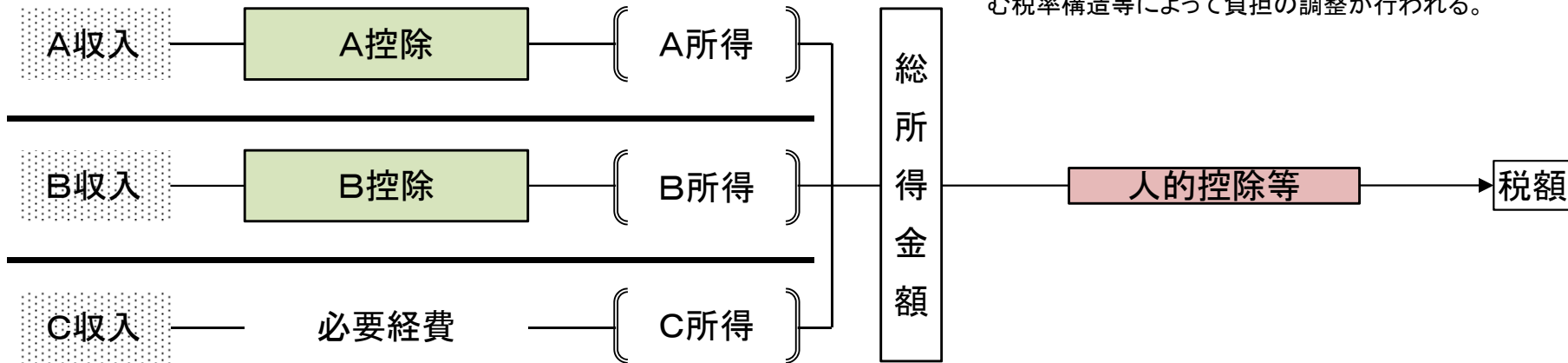
- ・ 各類型の所得の合算前に、働き方等に応じた所得の種類ごとの負担調整(所得計算上の控除)を行うことが主体となる場合と、
- ・ 合算後に、所得の種類と関係なく、家族構成などの人的な事情に配慮した負担調整(人的控除等)を行うことが主体となる場合が存在。



※ 所得控除のほか、税額控除や、ゼロ税率を含む税率構造等によって負担の調整が行われる。

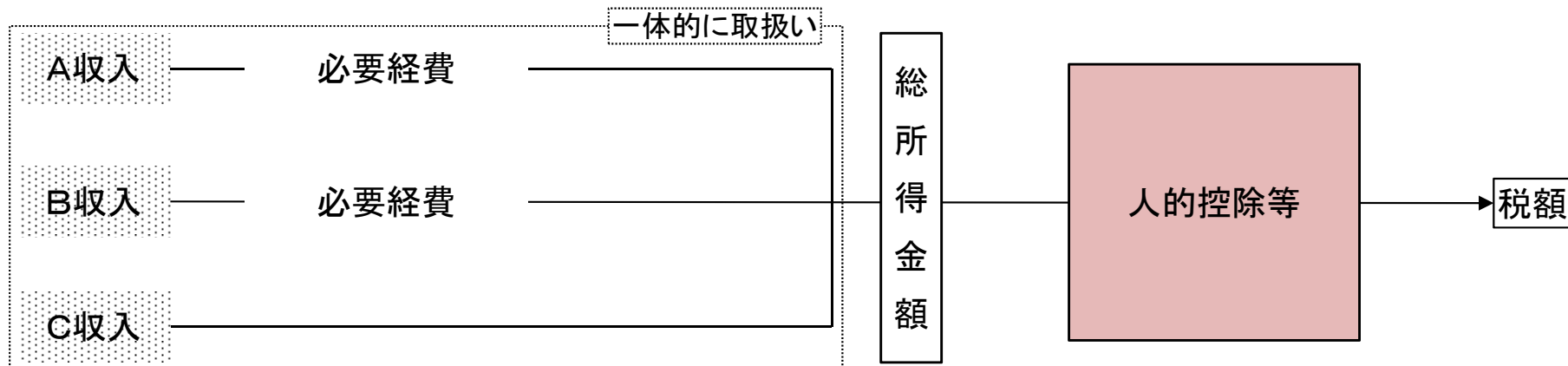
所得の種類ごとの負担調整が主体

○ 働き方や収入の稼得形態によって、税制上の取扱いが大きく異なる。



人的な事情による負担調整が主体

○ 働き方や収入の稼得形態に対して中立的。

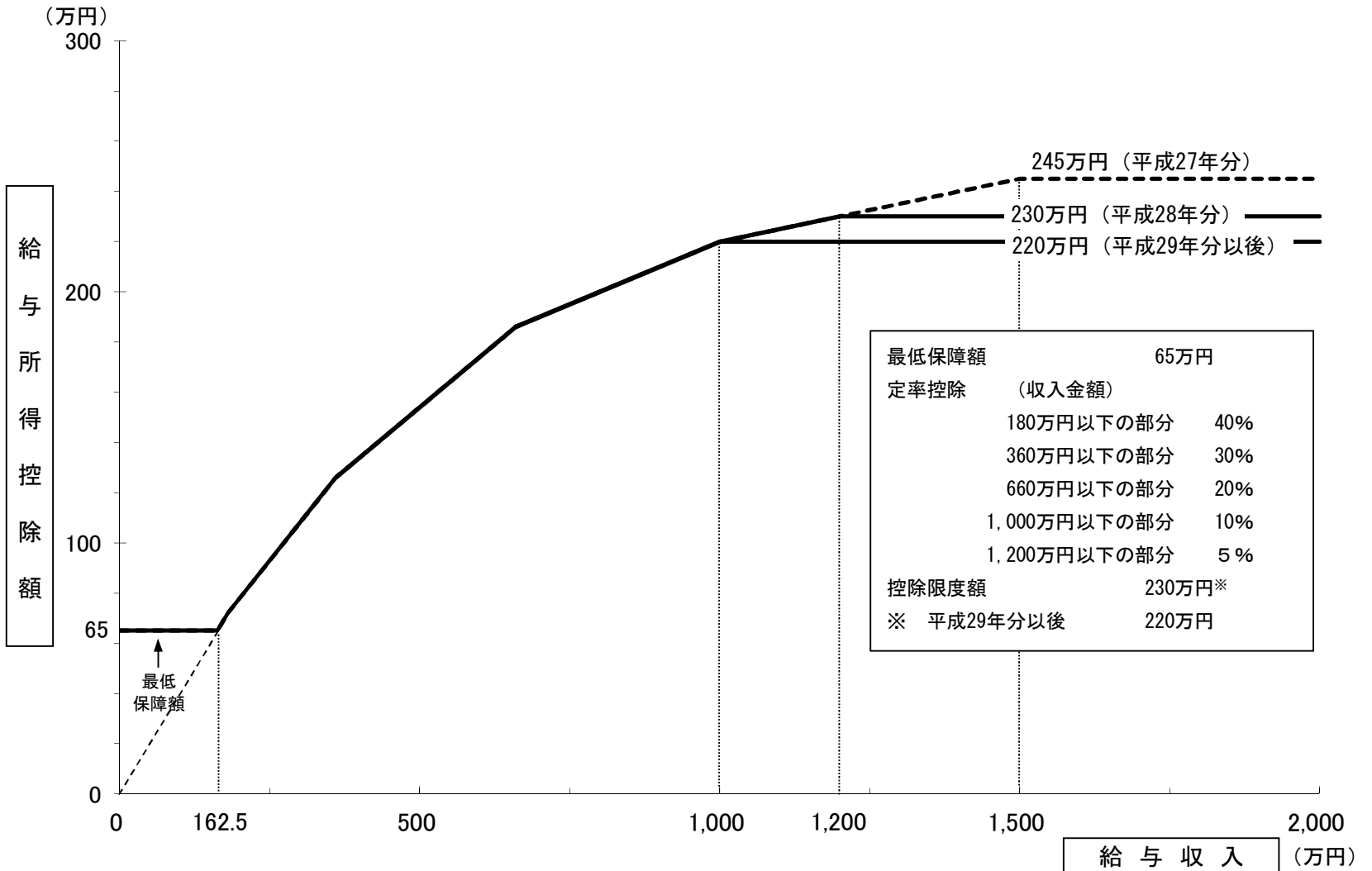


給与所得控除制度の概要

- 給与所得については、概算控除として給与所得控除の適用がある。
- 控除額は給与収入に応じて逡増（給与収入1,200万円超の場合、上限（230万円）あり）。
- 給与総額の約3割・60兆円が控除されている。

○ 給与所得控除額の例【現行】

給与収入金額	給与所得控除額
～162.5万円	65万円
300万円	108万円
500万円	154万円
800万円	200万円
1,000万円	220万円
1,200万円	230万円



(参考) 給与総額は210兆円程度、給与所得控除総額は62兆円程度、給与総額に対する給与所得控除総額の割合は30%程度

給与所得控除制度の沿革

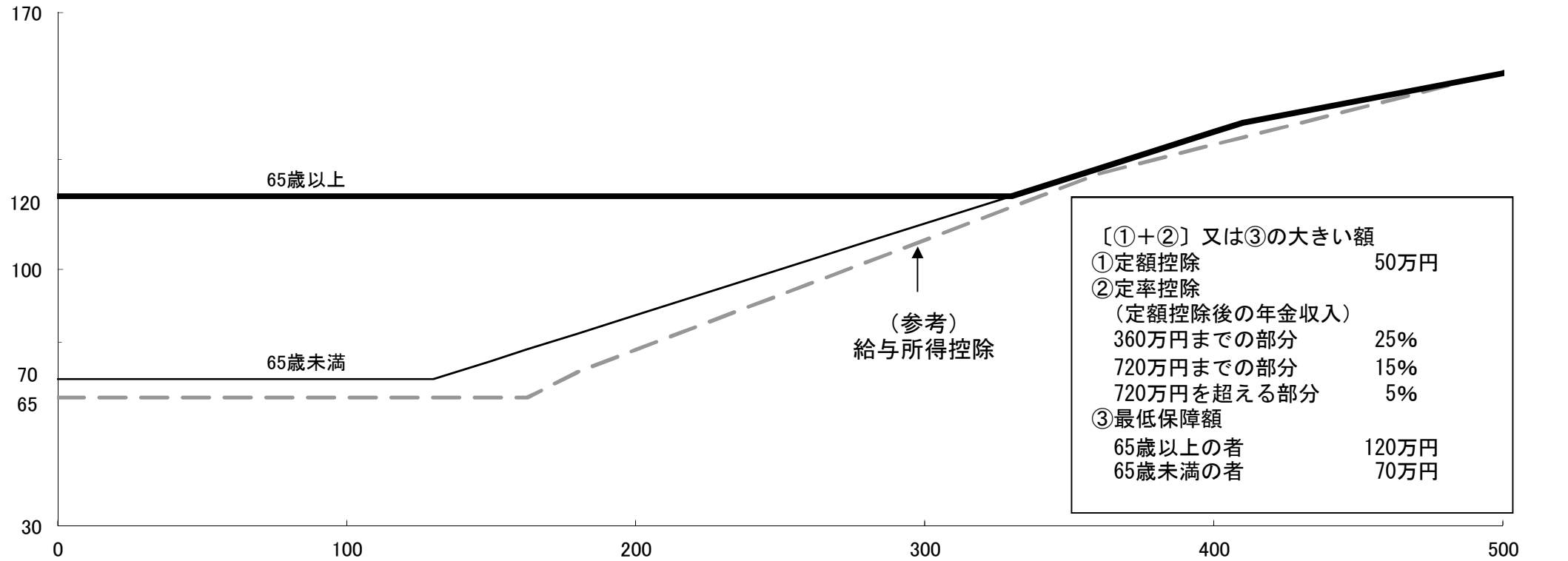
	概 要	定率控除	定額控除	最低保障額	控除限度額
大正 2年	「勤労所得控除」の創設	収入予算年額の10%相当額	—	—	—
昭和 22年	分類所得税の廃止（＝総合課税） 給与等は「給与所得」として課税され、 「給与所得控除」の創設	25%	—	—	12,500円
25年	シャープ勧告に基づく控除率の引下げ	15%	—	—	(37,500円→) 3万円
32年	控除率が収入に応じ逡減する仕組みを導入	(17.5%→) 20%、10%	—	—	(7万円→) 12万円
36年	定額控除の導入 (定額控除をした残額に定率控除)	↓	1万円	—	↓
49年	定額控除を廃止し、定率控除に一本化 最低保障額の導入 控除限度額を廃止	(20%、10%、5%→) 40%、30%、20%、10%	(16万円→) 廃止	50万円	(76万円→) 廃止
55年	定率控除の5%部分の導入	40%、30%、20%、10%、5%	—	↓	—
平成 7年	最低保障額の引上げ		—	(57万円→) 65万円	—
25年	控除限度額の再導入		—		245万円
28年	控除限度額の引下げ		—		230万円
29年	控除限度額の引下げ	40%、30%、20%、10%	—	↓	220万円

(注) 平年度ベース

公的年金等控除制度の概要

- 対象とされる公的年金等の範囲（次の制度に基づく年金）
 - ・ 国民年金
 - ・ 厚生年金
 - ・ 厚生年金基金、国民年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金 等

(控除額:万円)



[モデル年金額] 187.8万円
(平成28年度)

[課税最低限] ○年金受給者(夫婦世帯): 208.0万円
(現行) (参考)給与所得者(夫婦世帯): 168.8万円

(年金収入:万円)

(注1)モデル年金額は、平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマンの受け取る年金額(26年度物価スライド実施後)である。
 (注2)年金受給者の課税最低限は、本人は65歳以上の者、配偶者は70歳未満の者で構成する夫婦世帯のものである。
 (注3)社会保険料控除額のモデル計算式を平成27年に改訂しており、上記の税負担額の計算においては、その改訂後のモデル計算式を用いている。

公的年金等控除制度の沿革

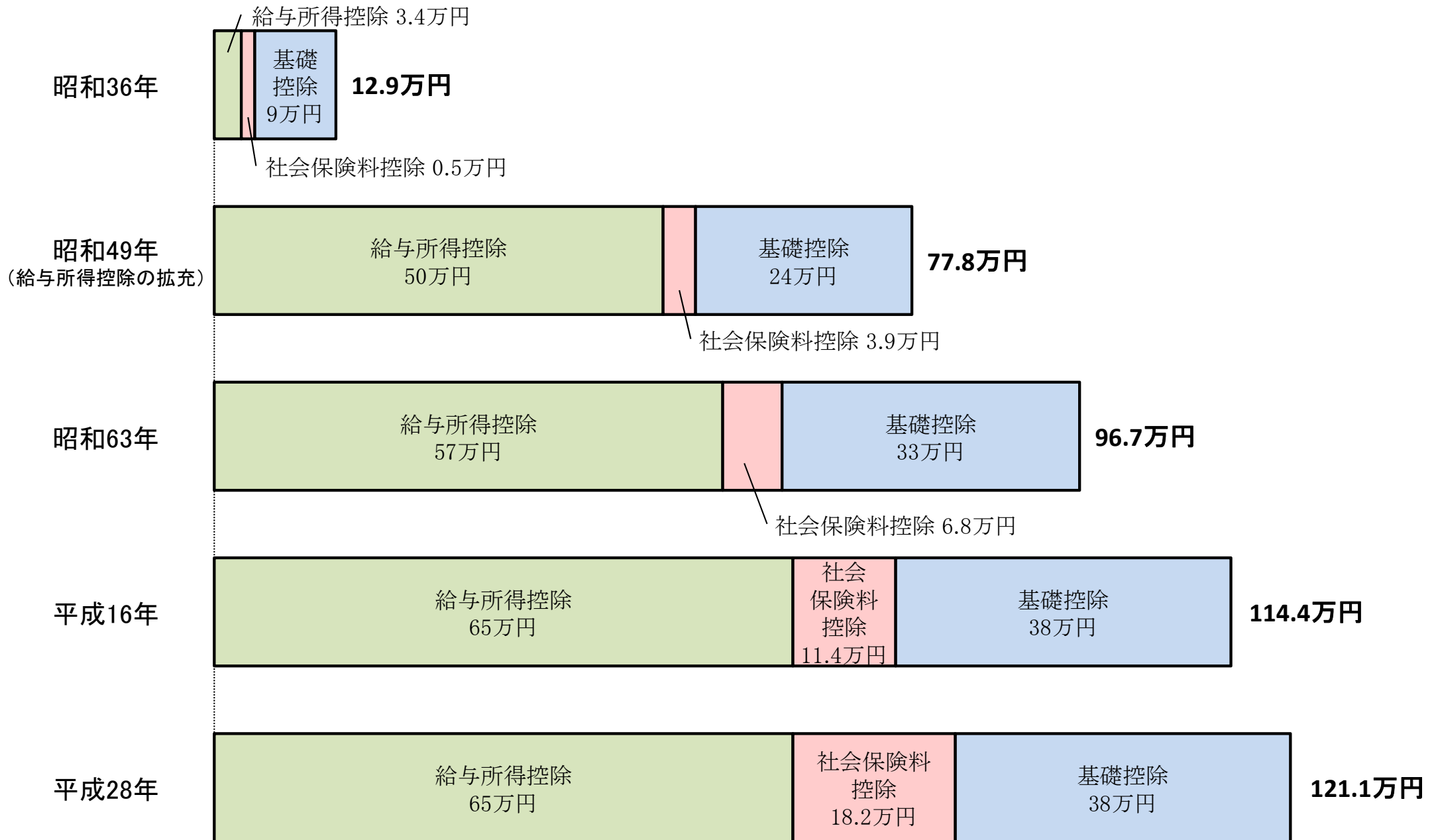
	概 要	定率控除	定額控除		最低保障額	
			65 歳未満	65 歳以上	65 歳未満	65 歳以上
昭和 32 年	公的年金を給与等とみなして課税 ※ 従前は雑所得	—	—		—	
昭和 63 年	公的年金等を雑所得に区分 公的年金等控除の創設	25%、15%、5%	40 万円	80 万円	60 万円	120 万円
平成 2 年	定額控除額及び最低保障額の引上げ	25%、15%、5%	50 万円	100 万円	70 万円	140 万円
平成 17 年	65 歳以上の者に対する定額控除額の上乗せ措置を廃止 65 歳以上の者について最低保障額を50 万円特別加算	25%、15%、5%	50 万円		70 万円	〔特別加算〕 +50 万円 ⇒120 万円

基礎控除の沿革

	控除額（免税点）	概 要
明治 20 年	300 円	総合課税の下、免税点方式
明治 32 年	300 円	分類所得税の導入 第 3 種所得（公社債の利子以外の個人の所得）に係る免税点方式
大正 2 年～15 年	第 3 種所得に係る 免税点の引上げ	2 年：400 円、7 年：500 円、9 年：800 円、15 年：1,200 円
昭和 15 年	勤労所得に係る基礎 控除（所得控除方式） 720 円	分類所得税について、所得の種類ごとに基礎控除（所得控除方式）又は免税点方式 ※ 1 総合所得税に係る免税点は、5,000 円（勤労所得控除後の所得金額が 5,000 円を超える者については、分類所得税に加え、総合所得税が課される。） ※ 2 勤労所得に係る基礎控除額は、その後、総合所得税に係る免税点と併せて改正 昭和 17 年：600 円、昭和 21 年：2,400 円
昭和 22 年	4,800 円	総合所得税の下、所得控除方式の基礎控除の創設 ※ 分類所得税の廃止、総合所得税に一本化
昭和 23 年	1 万 5,000 円	控除額の引上げ
昭和 25 年	2 万 5,000 円	シャープ勧告に基づく控除額の引上げ
昭和 27 年～39 年	控除額の引上げ	27 年：5 万円、28 年：6 万円、29 年：7 万円、30 年：8 万円、32 年：9 万円、 37 年：10 万円、38 年：11 万円、39 年：12 万円
昭和 40 年	13 万円	所得税法の全文改正
昭和 41 年～59 年	控除額の引上げ	41 年：14 万円、42 年：15 万円、43 年：16 万円、44 年：17 万円、45 年：18 万円、 46 年：20 万円、48 年：21 万円、49 年：24 万円、50 年：26 万円、52 年：29 万円、 58 年：30 万円、59 年：33 万円
平成元年	35 万円	抜本的税制改革の一環（昭和 63 年 12 月改正）
平成 7 年	38 万円	税制改革の一環（平成 6 年 12 月改正）

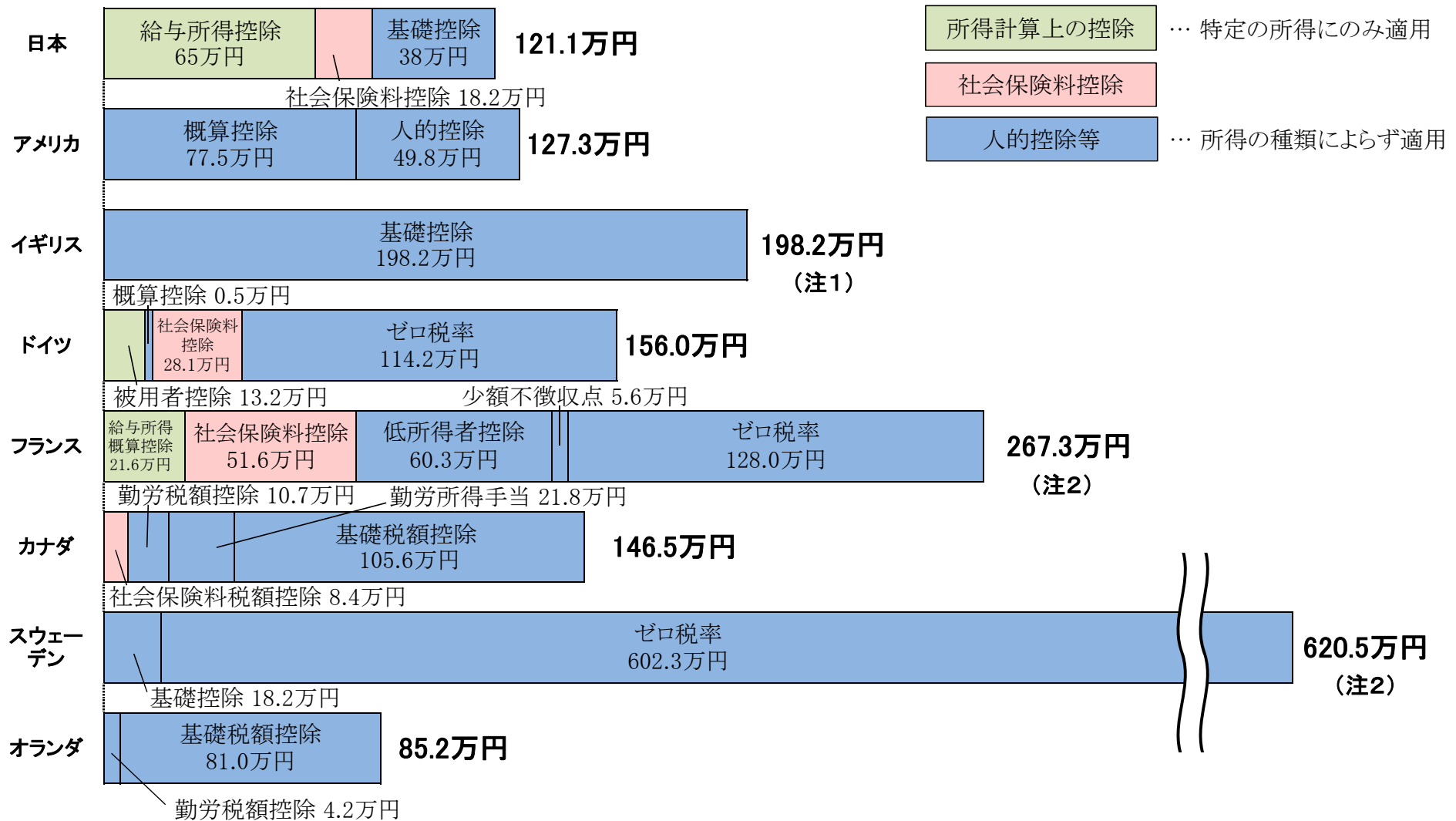
（注）平年度ベース

所得税に係る課税最低限(単身)の内訳の推移



所得税の課税最低限(単身)の内訳の国際比較(給与所得者の場合)

(2016年1月現在)



(注1) イギリスについては、2016年4月より基礎控除額が引き上げられている(198.2万円→205.7万円)。

(注2) フランスとスウェーデンには、当該金額のほぼ全額に対して一律に課される税(フランス: 社会保障関連諸税(8%)、スウェーデン(ストックホルム市): 地方税(29.98%))が存在。

(備考) 1. 所得税額の計算においては、統一的な国際比較を行う観点から、一般的に適用される控除を考慮している。

2. 邦貨換算レートは、1ドル=123円、1ポンド=187円、1ユーロ=132円、1カナダドル=92円、1スウェーデン・クローネ=14円(基準・裁定外国為替相場: 平成28年(2016年)1月中適用)。

第 1 部 今後の税制のあり方の検討にあたっての論点整理

Ⅱ. 個人所得課税の改革にあたっての基本的な考え方

2. 働き方の多様化や家族のセーフティネット機能の低下を踏まえた「人的控除」の重要性

(2) 働き方の多様化等と「人的控除」の重要性

他方、我が国における働き方については、非正規雇用の増加に伴う若年就労の不安定化等に止まらず、正規雇用の多様化、退職金も含めた賃金形態の多様化、転職機会の増加等、様々な面で多様化している。請負契約等に基づいて働き、使用従属性の高さという点でむしろ雇用者に近い自営業主の割合が高まっていることも指摘されており、給与所得と事業所得を明確に分ける意義が薄れてきている。

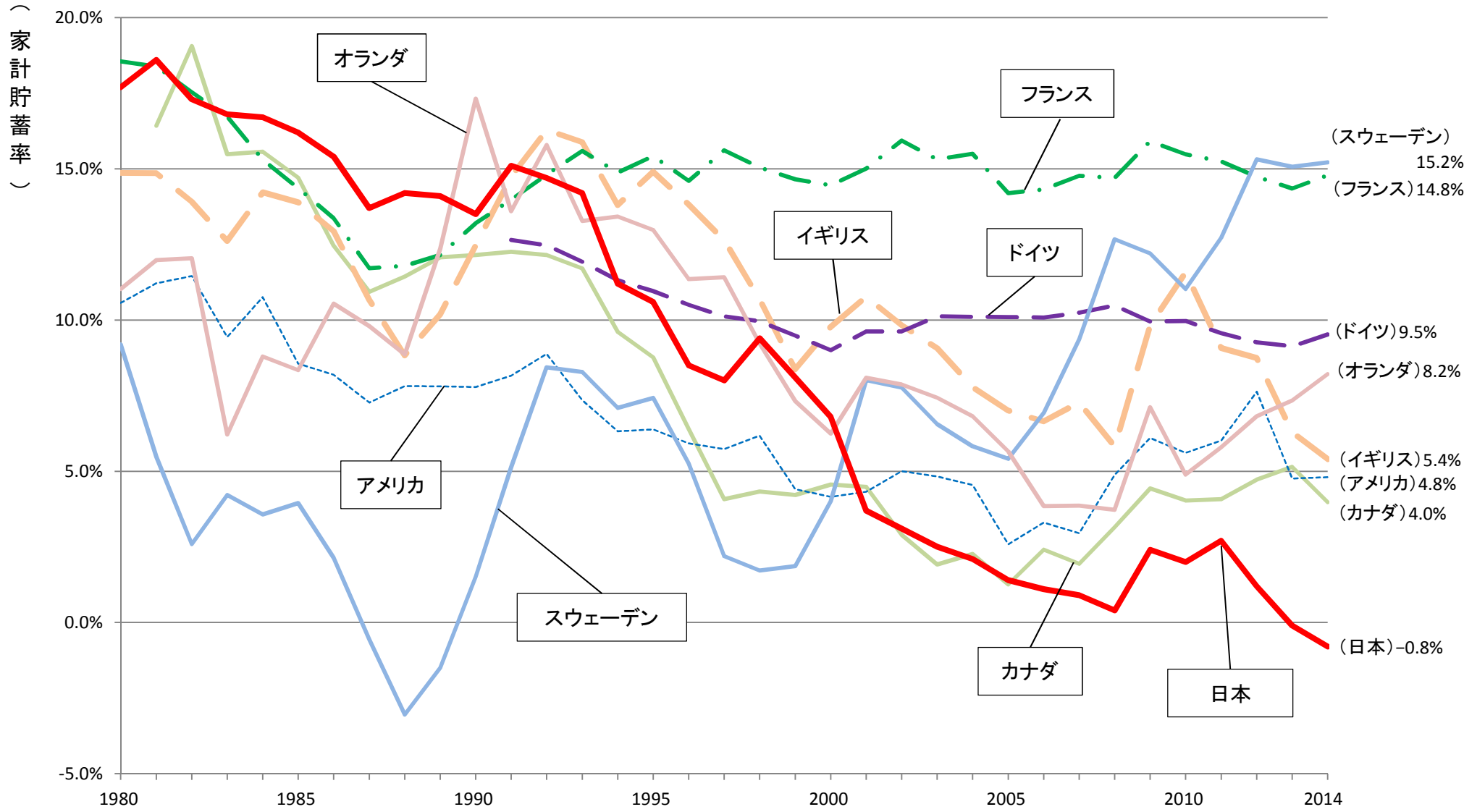
また、非正規雇用の増加により所得格差が拡大しており、家族を形成し、また、お互いの生活を支える上で十分な経済力がない場合が増えているとの指摘もあるなど、家族のセーフティネット機能が低下している。

これらの変化を踏まえると、個人所得課税における税負担の調整のあり方としては、所得の種類ごとに様々な負担調整を行うのではなく、家族構成などの人的な事情に応じた負担調整を行う「人的控除」の重要性が高まっていると考えられる。税負担の調整における「人的控除」の役割を高めるとともに、そのあり方を所得再分配機能の回復や家族のセーフティネット機能の再構築といった視点から見直していく必要がある。今後、このような観点から、「所得計算上の控除」と「人的控除」のあり方を全体として検討していくべきである。その際、様々な経済社会の構造変化を踏まえ、それぞれの控除の役割を見直すとともに、できる限り簡素な制度を構築するという視点も重要である。

3. 老後の生活に備えるための自助努力 を支援する公平な制度の構築

家計貯蓄率の国際比較

○ 日本の家計貯蓄率は、老年人口比率の増加等の影響を受け、2014年には-0.8%まで減少し、他の主要国と比べ最も低い水準まで低下している。



(注) データの制約上、カナダは1981年以降、ドイツは1991年以降の値を記載。また、イギリスとフランスはグロスの家計貯蓄率、その他はネットの家計貯蓄率。
 (備考) 日本は内閣府「国民経済計算」、諸外国はOECD「Economic Outlook No 99」(2016年6月)による。

少額貯蓄非課税制度等、NISA制度の概要

1 少額貯蓄非課税制度等

区 分	対象者	内 容	非課税限度額
障害者等の少額預金の利子所得等の非課税 (障害者等マル優)	障害者等 (障害者、遺族基礎年金の 受給者である妻、寡婦年金 の受給者である妻等)	預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信 託等の利子等	元本 350 万円
障害者等の少額公債の利子の非課税 (障害者等特別マル優)	同 上	国債及び公募地方債の利子	額面 350 万円
勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税	55 歳未満の勤労者 (職業の種類を問わず、事 業主に雇用される人)	給料天引きで預入等をする勤労者財産形成 住宅貯蓄の利子等 (積立期間 5 年以上)	元本 550 万円
勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税	同 上	給料天引きで預入等をする勤労者財産形成 年金貯蓄の利子等 (積立期間 5 年以上、据置 期間 5 年以内、年金支払期間 5 年以上)	元本 550 万円 (生損保等は 385 万円) (注) 財形住宅と合わせて 550 万円

2 NISA制度

区 分	対象者	内 容	非課税投資総額
非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得 及び譲渡所得等の非課税 (NISA)	20 歳以上の人	非課税口座 (NISA口座) 内の少額上場 株式等の配当、譲渡益	【～平成 27 年】 最大 500 万円 (100 万円×5 年) 【平成 28 年～】 最大 600 万円 (120 万円×5 年)
未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所 得及び譲渡所得等の非課税 (ジュニアNISA)	20 歳未満の人	未成年者口座 (ジュニアNISA口座) 内 の少額上場株式等の配当、譲渡益	【平成 28 年～】 最大 400 万円 (80 万円×5 年)

少額貯蓄非課税制度等、NISA制度の主な沿革

適用年	障害者等の少額預金の利子所得等の非課税 (障害者等マル優)	障害者等の少額公債の利子の非課税 (障害者等特別マル優)	勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税	勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税	NISA
昭和38年	少額預金等の利子所得の非課税(マル優)の創設				
昭和43年		少額国債の利子の非課税(特別マル優)の創設			
昭和47年			勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税の創設		
昭和52年		少額公債の利子の非課税に改組 ※ 公募地方債を対象に追加			
昭和57年				勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税の創設	
昭和63年	老人等(注1)の少額預金等の利子所得等の非課税(老人等マル優)に改組	老人等(注1)の少額公債の利子の非課税(老人等特別マル優)に改組	勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税に改組		
平成18年	障害者等(注2)の少額預金の利子所得等の非課税(障害者等マル優)に改組	障害者等(注2)の少額公債の利子の非課税(障害者等特別マル優)に改組			
平成26年					NISAの創設
平成28年					ジュニアNISAの創設

(注1)「老人等」とは、65歳以上の人、障害者、遺族年金の受給者である妻、寡婦年金の受給者等をいう。

(注2)「障害者等」とは、障害者、遺族年金の受給者である妻、寡婦年金の受給者等をいう。

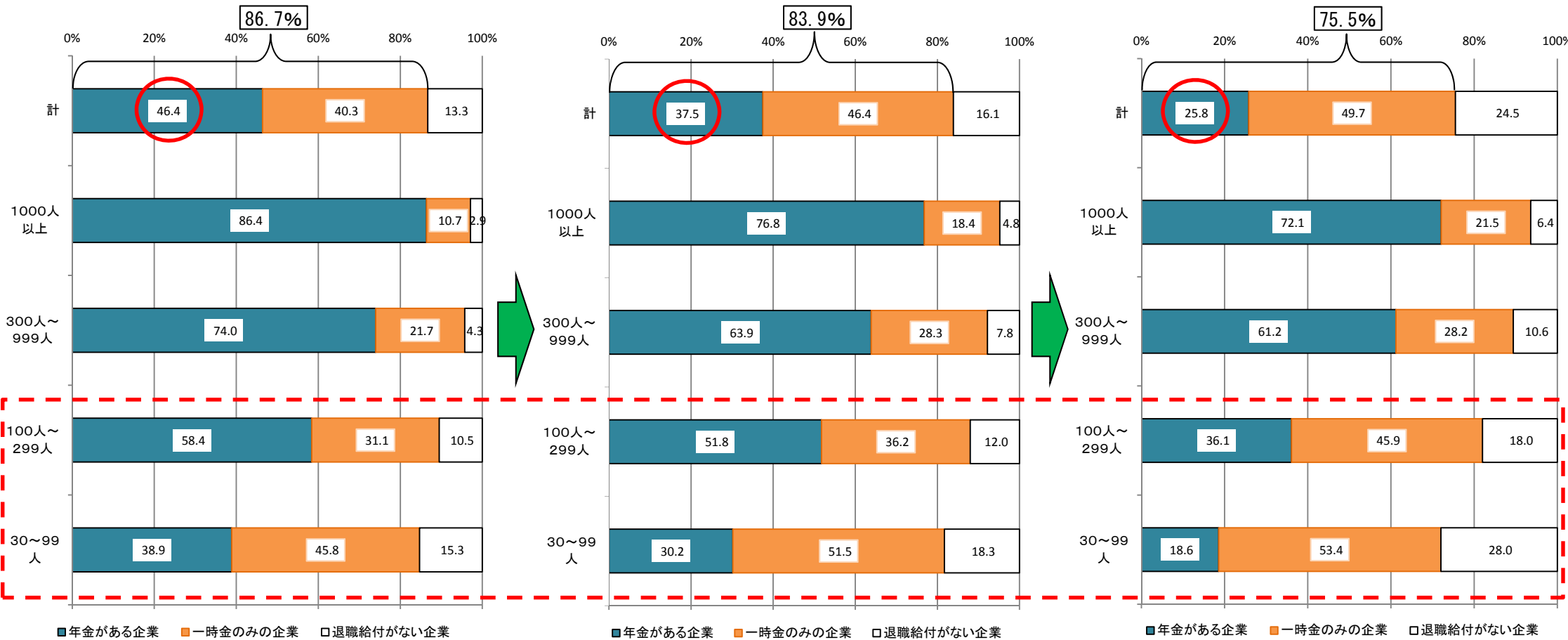
退職給付(退職一時金・企業年金)の実施状況

○ 近年、退職給付を実施する企業の割合は低下(H15:86.7%⇒H25:75.5%)。また、企業年金の実施割合も低下しており(H15:46.4% ⇒ H25:25.8%)、特に中小企業(従業員数299人以下)において大きく低下している。

H15(2003年)

H20(2008年)

H25(2013年)



(出所)厚生労働省「就労条件総合調査」

就労形態等ごとの社会保障制度・税制の適用関係(イメージ)

	正規雇用労働者 (大企業役員・従業員)	正規雇用労働者 (中小企業役員・従業員)	非正規雇用労働者	自営業主 (雇用的自営等)	自営業主 (伝統的自営業、土業等)	専業主婦 (正規雇用労働者の 無就業配偶者)
	↓	↓	↓	↓	↓	↓
公的医療 保険	健康保険組合・協会けんぽ			国民健康保険		健康保険組合・ 協会けんぽ
公的年金	厚 生 年 金					
勤労性所得 に対する課税	給与所得課税			事業所得課税		

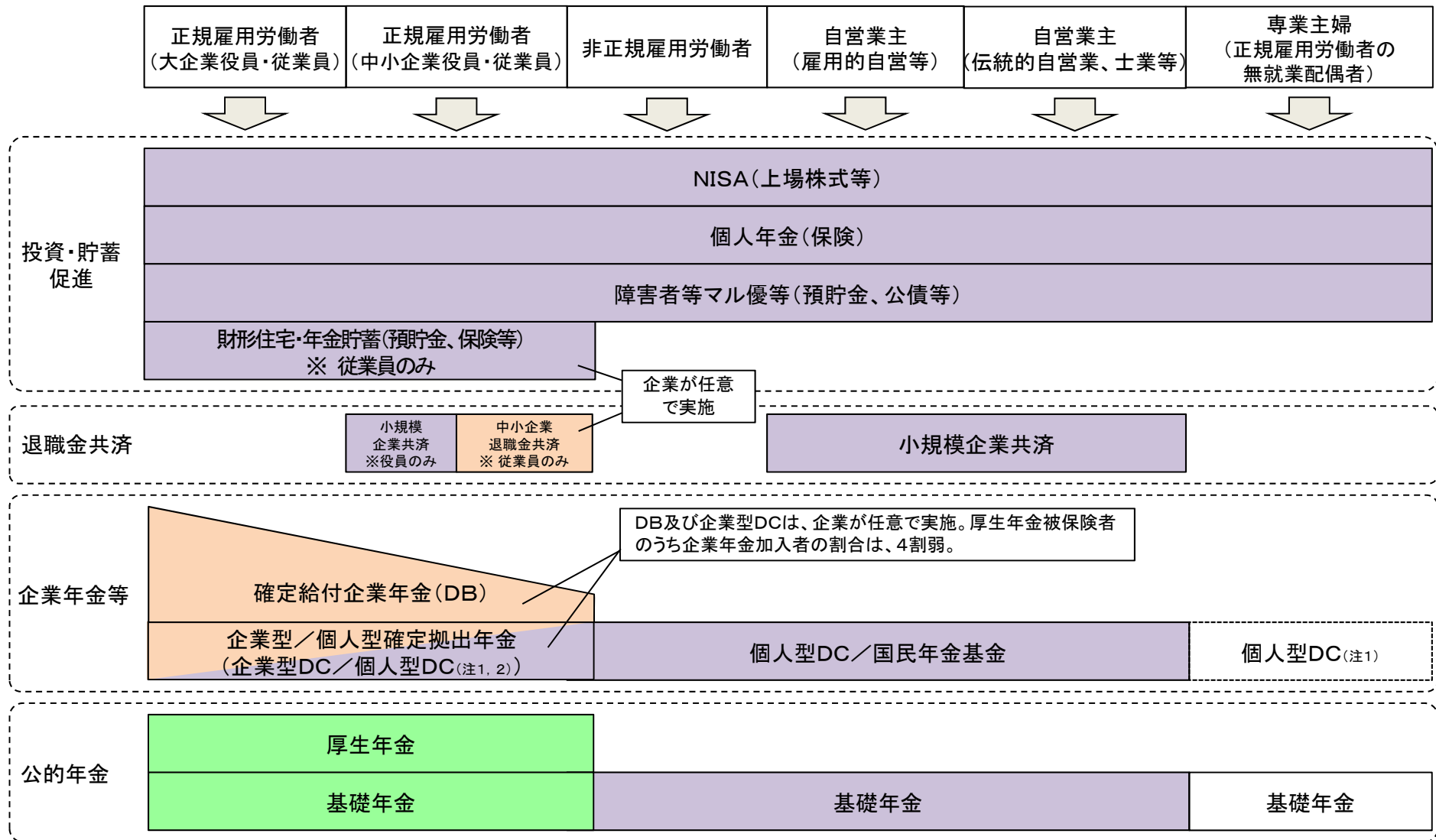
(注)

(凡例) 社会保障制度については、事業主拠出、本人拠出の別に応じて以下のとおり色分けしている。ただし、雇用保険のうち労災保険部分は全額事業主負担であることに留意。

事業主拠出・本人拠出(折半)	本人拠出	本人拠出なし
----------------	------	--------

(注) 週所定労働時間が正規雇用労働者の4分の3(週30時間)以上の場合、被用者保険(医療:健康保険組合・協会けんぽ、年金:厚生年金)の被保険者となる。なお、平成28年10月1日以降は、従業員501人以上の企業の従業員である等の一定の要件を満たした者の月額賃金(残業代や一時金等を含まない)が8.8万円以上(年収106万円以上)の場合、被用者保険の被保険者となる。また、週所定労働時間が正規雇用労働者の2分の1(週20時間)以上で、31日以上の雇用見込みがある場合、雇用保険の被保険者となる。

老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への主な支援措置の現状(イメージ)



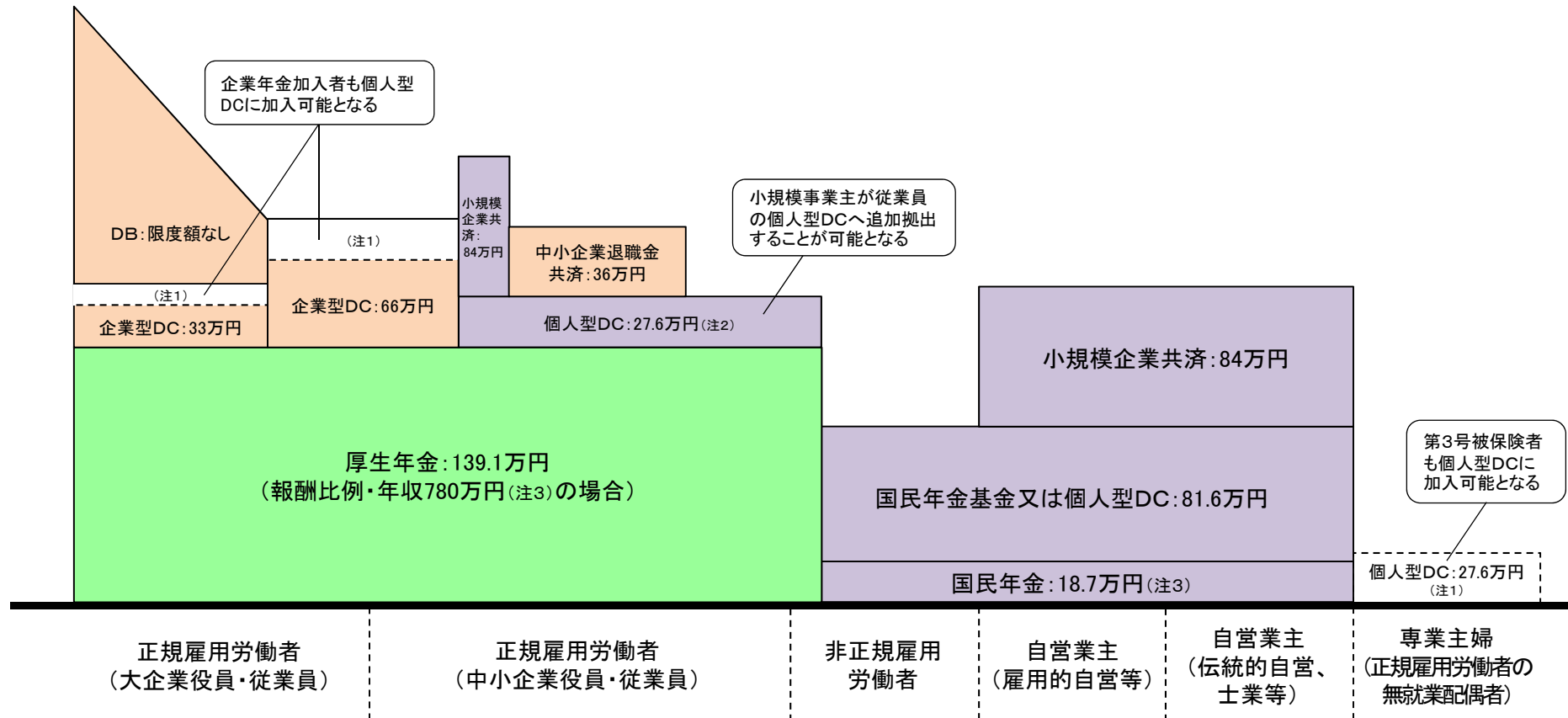
(凡例) 老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への支援について、税制上の措置が講じられている主なものを掲げた。色分けの分類は以下のとおり。

事業主が(主に)拠出するもの	事業主拠出・本人拠出(折半)	本人が(主に)拠出するもの	本人拠出なし
----------------	----------------	---------------	--------

(注1) 平成28年の確定拠出年金法改正により、企業年金加入者、公務員等共済加入者、第3号被保険者について個人型DCへ加入できることとされた(平成29年1月1日施行)。

(注2) 平成28年の確定拠出年金法改正により、企業年金の実施が困難な小規模事業主(従業員100人以下)については、従業員の個人型DCに係る拠出限度額の範囲内で事業主が追加拠出を行えることとされた(施行日は改正法の公布の日(平成28年6月3日)から2年以内で政令で定める日とされている。)

公的年金、企業年金、退職金共済等に係る年間拠出限度額の現状(イメージ)



(凡例) 老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への支援について、税制上の措置が講じられている主なものを掲げた。色分けの分類は以下のとおり。

事業主が(主に)拠出するもの	事業主拠出・本人拠出(折半)	本人が(主に)拠出するもの
----------------	----------------	---------------

(注1) 平成28年の確定拠出年金法改正により、企業年金加入者、公務員等共済加入者、第3号被保険者について個人型DCへ加入できることとされた(平成29年1月1日施行)。

(注2) 平成28年の確定拠出年金法改正により、企業年金の実施が困難な小規模事業主(従業員100人以下)については、従業員の個人型DCに係る拠出限度額の範囲内で事業主が追加拠出を行えることとされた(施行日は改正法の公布の日(平成28年6月3日)から2年以内で政令で定める日とされている。)

(注3) 大多数(概ね9割)の民間サラリーマンをカバーする標準給与として、企業型DCの拠出限度額を設定する際に用いられている額。なお、国民年金及び厚生年金の保険料については、平成27年度末時点の保険料・率を基にしている。

第 1 部 今後の税制のあり方の検討にあたっての論点整理

Ⅱ. 個人所得課税の改革にあたっての基本的な考え方

3. 老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築

(2) 働き方・ライフコースに影響されない公平な制度の構築

老後の生活に備えるための個人の自助努力に関連する現行の税制上の仕組みとしては、勤労者財産形成年金貯蓄やいわゆる N I S A などの金融所得に対する非課税制度のほか、企業年金・個人年金等に関連する諸制度が存在する。これらの制度は、就労形態や対象となる金融商品に応じて利用できる制度が細分化されており、個人の働き方やライフコースによって、受けられる税制上の支援の大きさが異なっている。このため、金融所得や企業年金・個人年金等に関連する税制上の諸制度について、個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度の構築を念頭に、幅広く検討していく必要がある。

その際には、拠出・運用・給付の各段階を通じた体系的な課税のあり方について、公平な税負担の確保や、高齢化の進展、貯蓄率の低下等の構造変化を踏まえた検討が必要である。また、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについて、働き方やライフコースの多様化を踏まえた検討が必要である。

金融所得に対しては、他の所得と分離して比例的な税率で課税するとともに損益通算の範囲を拡大する金融所得課税の一体化の取組が進められてきた。今後とも、グローバルに移動する資本から生じる所得に対して累進的な税負担を求めることは難しいことも踏まえ、金融所得課税の一体化を引き続き進めていく必要がある。その際、勤労所得との間での負担の公平感にも留意することが求められる。